

「丹波篠山市協働ではじめる環境・まち・未来づくり事業補助金」

令和 8 年度 募集要項

1. 趣旨

近年、環境や地域の課題は複雑化しています。そうした課題解決を行政だけで担うことは限界があり、達成される効果も限定的になると考えられます。

丹波篠山市では、行政だけでは気づかない課題を、市民の皆さんらのアイデアを活かして解決し、まちの未来をひらくチャレンジを応援しています。

この補助金制度では、そうした市内での「環境からまちを良くする」事業に対して、必要な費用を支援します。

2. 補助金制度の内容

- 補助金額

申請 1 年目：上限額 200,000 円

申請 2 年目：上限額 150,000 円

申請 3 年目：上限額 100,000 円

※補助対象経費の 10/10。ただし、千円未満切り捨て

- 補助回数

同一団体につき 1 年度に 1 回、計 3 回まで

3. 応募できる団体

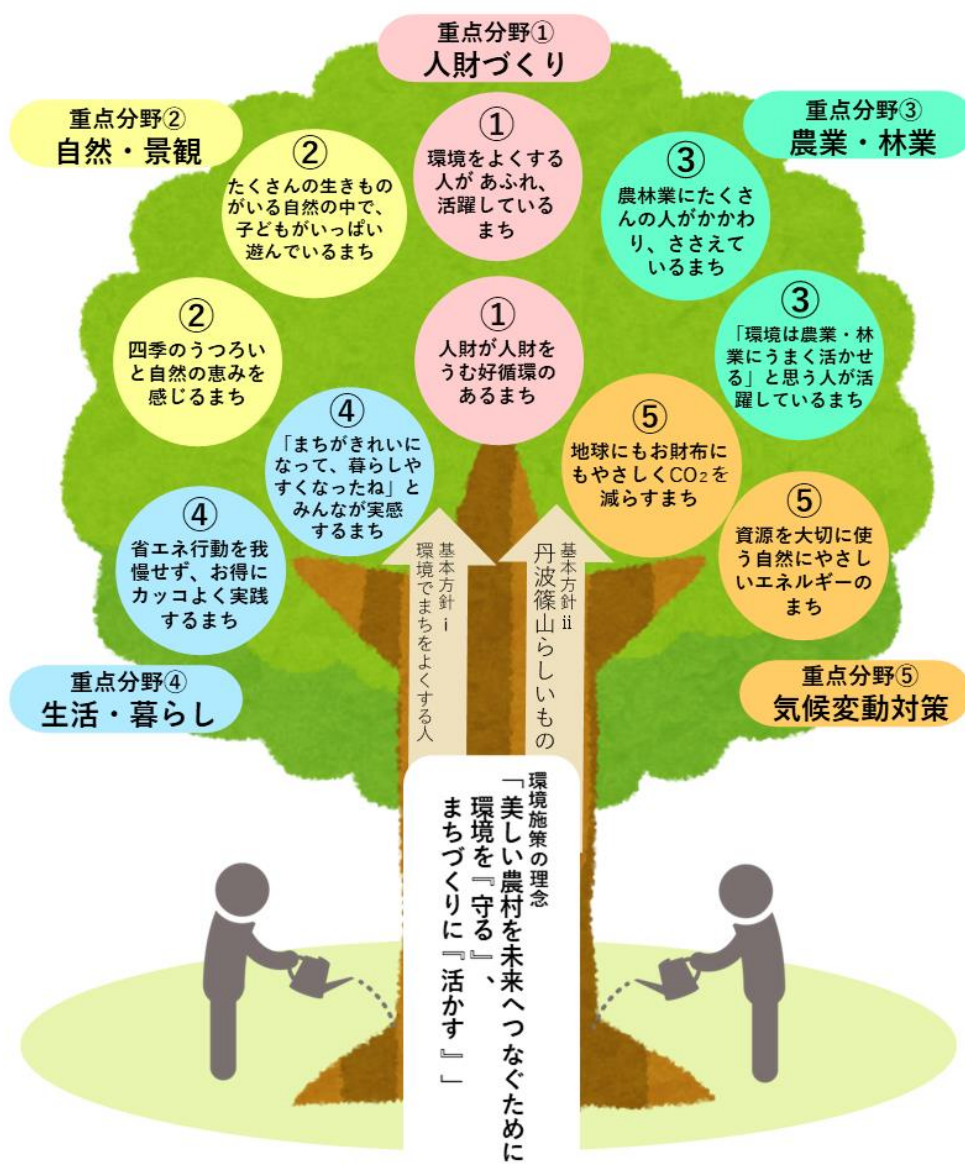
- 市内を活動基盤とする団体
- 構成員が 3 人以上の団体

4. 対象となる事業

- 市内の環境課題の解決を図るとともに、まちづくりに資する事業
- 令和8年4月1日～令和9年3月31日の間に実施・完了するもの

(参考)

環境基本計画の基本理念や目指すまちの姿に沿う事業を自由に企画してください。



5. 対象とならない事業

- 財産の形成、営利を主な目的とするもの
- 特定の政治、宗教等に関連するもの
- 単なる備品購入、施設整備で完結するもの
- 単なるサークル活動や趣味的な活動を目的とするもの

6. 補助対象経費

項目	補助対象経費
報償費	外部講師、協力者等の謝金 ※補助対象経費の1/2を上限とする
旅費	外部講師、協力者の交通費、宿泊費等
需用費	消耗品費 燃料費 印刷製本費 食糧費等 ※食糧費は、補助対象事業に不可欠とされるものに限る
役務費	広告費 通信運搬費 保険料 手数料
使用料及び賃借料	会場使用料 機械の借上料等
備品購入費	取得価格が1万円以上のもの ※補助対象経費の1/2を上限とする
その他の経費	その他市長が必要と認める経費

7. 対象とならない経費の例

- 申請団体の構成員への謝金・旅費
- 会議等での弁当・食事・お茶・お酒
- イベントの記念品・参加賞
- 団体の運営に関する事務費などの経常的な経費（事務局経費、人件費のほか、電気代、光熱水費など経常的な経費と区分ができない経費も含む）
- 領収書がない等、使途が不明な経費 など

8. 申請の流れ

① 申請するとき

事業開始1か月前までに、申請書類を丹波篠山市役所環境みらい部農村環境課まで提出してください。事業実施に急を要する場合は事前にご相談ください。

【提出先】

丹波篠山市役所 環境みらい部 農村環境課 創造農村室
丹波篠山市北新町41 本庁舎2階
電話：079-552-5013 メール：kankyo_div@city.sasayama.hyogo.jp

【必要な書類】

- 交付申請書（様式第1号）
- 事業計画書（様式第2号）
- 構成員名簿
- 補助対象経費の見積書等
- 活動地の地図や写真等

【申請〆切】

随時 ※予算内で先着順

② 事業計画を変更したいとき

事業計画を途中で変更する場合は、事前に承認を受ける必要があります（軽微なものは除きます）。

【必要な書類】

- 変更承認申請書（様式第3号）
- 変更後の事業計画書（様式第2号）

③ 実績報告をするとき

事業終了後1か月以内または令和9年3月31日（水）の早い時期までに、実績報告書類を提出してください。

【必要な書類】

- 実績報告書（様式第5号）
- 事業報告書（様式第6号）
- 領収書等の写し
- 参考資料（記録写真、チラシ、新聞記事等）

④ 補助金を請求するとき

実績報告書類の審査後、確定した補助金額をお知らせしますので、請求書を提出してください。

【必要な書類】

- 交付請求書

9. その他留意事項

① 活動発表会等への参加

市が開催する環境に関するイベント・活動発表会等において活動紹介をお願いする場合があります。学業や仕事の都合などやむを得ない場合を除き、できるだけ参加してください。

② 市 HP・SNS での情報発信

補助金を活用して実施される活動や団体について、市役所ホームページや SNS を通して積極的に情報発信を行う予定です。掲載用の原稿や写真の提供について、ご協力をお願いします。

【お問い合わせ先】

丹波篠山市役所 環境みらい部 農村環境課 創造農村室

丹波篠山市北新町 41 本庁舎 2 階

電話：079-552-5013 メール：kankyo_div@city.sasayama.hyogo.jp